



各 位

2021年8月26日

会社名 株式会社 ネットマーケティング

代表者名 代表取締役社長 宮本 邦久

(コード番号：6175 東証第一部)

問合せ先 取締役 CFO 三村 紘司

TEL 03-6894-0869

監査等委員会設置会社への移行および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行する方針を決定いたしました。また、これに伴いまして、2021年9月27日開催予定の第17期定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。なお、監査等委員会設置会社移行後の役員人事につきましては、別途開示いたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

当社は、実効的なガバナンス体制の構築に向けて、取締役会の監督機能を強化するため、株主総会における承認を前提に、監査等委員会設置会社に移行することにいたしました。移行を契機に、これまで以上に監査等委員会と内部監査部門の連携強化を図り、実効的な監査・監督体制を構築してまいります。また、不正アクセスによる会員様情報の流出を踏まえ、喫緊の課題として、再発防止やシステムセキュリティ全般における必要な改革に取り組むこととしております。

(2) 移行の時期

2021年9月27日開催予定の当社第17期定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認いただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

2. 定款変更

(1) 定款変更の目的

監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員会及び監査等委員である取締役に係る規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。また、上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものです。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 2021年9月27日(月) 予定

定款変更の効力発生日 2021年9月27日(月) 予定

(別紙)

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機関)	(機関)
第4条 当社は株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
1 取締役会	1 取締役会
2 監査役	2 <u>監査等委員会</u> (削除)
3 <u>監査役会</u>	3 会計監査人
4 会計監査人	
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
第6条 (条文省略)	第6条 (現行どおり)
(自己株式の取得)	(削除)
第7条 <u>当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</u>	
第8条～第12条 (条文省略)	第7条～第11条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第13条～第19条 (条文省略)	第12条～第18条 (現行どおり)
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会ならびに <u>監査等委員会</u>
(取締役の員数)	(取締役の員数)
第20条 当社の取締役は8名以内とする。	第19条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、 <u>8名以内とする。</u>
(新設)	2 <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u>
(取締役の選任方法)	(取締役の選任方法)
第21条 当社の取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。	第20条 当社の取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u>
2 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。	2 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の任期) 第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の任期) 第21条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</p>
<p>第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>第22条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p>
<p>第25条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議方法) 第26条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その過半数で行う。</p> <p>2 当社は、取締役の決議の目的事項について、当該事項の議決に加わることのできる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、当該事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の招集通知) 第24条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員である取締役に対して発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査等委員である取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開くことができる。</p> <p>第25条 (現行どおり)</p>
<p>第26条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議方法) 第26条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その過半数で行う。</p> <p>2 当社は、取締役会の決議の目的事項について、当該事項の議決に加わることのできる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役会の決議方法) 第26条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その過半数で行う。</p> <p>2 当社は、取締役会の決議の目的事項について、当該事項の議決に加わることのできる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。</p> <p>(監査等委員会の決議方法) 第27条 監査等委員会の決議は、議決に加わることのできる監査等委員である取締役の過半数が出席し、その過半数で行う。</p> <p>(業務執行の決定の取締役への委任) 第28条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の議事録) 第27条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役及び監査役はこれに署名又は記名押印（電磁的記録で作成された場合には電子署名）をする。</p>	<p>(取締役会の議事録) 第29条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役はこれに署名又は記名押印（電磁的記録で作成された場合には電子署名）をする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の議事録)</p>
<p>第28条 (条文省略)</p>	<p>第30条 <u>監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員である取締役はこれに署名又は記名押印（電磁的記録で作成された場合には電子署名）をする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第31条 (現行どおり)</p>
<p>第29条 (条文省略)</p>	<p>(監査等委員会規程)</p>
<p>(取締役の報酬等) 第30条 取締役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>第31条 (条文省略)</p>	<p>第32条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>第33条 (現行どおり)</p>
<p>第30条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等) 第30条 取締役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>第31条 (条文省略)</p>	<p>第34条 (取締役の報酬等) 第34条 取締役の報酬等は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議をもって定める。</u></p> <p>第35条 (現行どおり)</p>
<p>第31条 (条文省略)</p>	<p>第35条 (現行どおり)</p>
<p>第 5 章 監査役及び監査役会</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の員数)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第32条 <u>当社の監査役は4名以内とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の選任方法)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第33条 <u>当社の監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の任期)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第34条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることはできない。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(常勤監査役)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第35条 <u>監査役会は、監査役の中から決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第36条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</p>	(削除)
<p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	(削除)
<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第38条 監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した監査役はこれに署名又は記名押印（電磁的記録で作成された場合には電子署名）をする。</p>	(削除)
<p>(監査役会規程)</p> <p>第39条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	(削除)
<p>(監査役の報酬等)</p> <p>第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</p>	(削除)
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第41条 当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める範囲内で免除することができる。</p> <p>2 当社は、監査役が会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額又はあらかじめ定めた額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>	(削除)
<p>第6章 会計監査人</p>	<p>第5章 会計監査人</p>
<p>第42条～第43条 （条文省略）</p>	<p>第36条～第37条 （現行どおり）</p>
<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>	<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p>
<p>第45条 （条文省略）</p>	<p>第39条 （現行どおり）</p>
<p>第7章 計 算</p>	<p>第6章 計 算</p>
<p>第46条 （条文省略）</p>	<p>第40条 （現行どおり）</p>
<p>(期末配当金)</p> <p>第47条 当社は株主総会の決議により、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）をすることができる。</p>	<p>(剰余金の配当等)</p> <p>第41条 当社は、取締役会の決議により、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第48条 当社は、取締役会の決議により、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第49条 期末配当金又は中間配当金はその支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</p> <p>2 未払いの<u>期末配当金及び中間配当金</u>には利息をつけない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>2 <u>当社は、毎年6月30日又は12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「配当金」という。）を行うことができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第42条 配当金はその支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</p> <p>2 未払いの配当金には利息をつけない。</p> <p>附則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>1 <u>当社は、第17期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 <u>第17期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の本定款第41条第2項の定めるところによる。</u></p>

以 上